

平成29年度大分市歳入歳出決算反対討論

23番 日本共産党 齊藤 由美子

私は、日本共産党を代表して、決算審査特別委員会に付託されました、議第103号・平成29年度大分市歳入歳出決算の認定について、議第104号・平成29年度大分市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議第105号・平成29年度大分市公共下水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について、決算審査特別委員長報告に対する反対討論を行います。

■決算全体の特徴について

●平成29年度一般会計と、9特別会計を合わせた総計決算額は、歳入総額2,784億2,568万5千円、歳出総額は2,710億3,730万2千円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、73億8,838万3千円となっており、翌年度への繰り越すべき財源6億9,479万2千円を差し引いた実質収支額は、66億9,359万1千円の黒字となっています。

総計決算の規模は、対前年度比、歳入が30億8,238万8千円で1.1%の増、歳出が18億4,842万円で0.7%増加しています。

●一般会計決算では、歳入が1,778億2,038万3千円、歳出が1,729億9,760万6千円で、形式収支額は48億2,277万7千円となっています。形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源6億9,479万2千円を差し引いた実質収支額は、41億2,798万5千円となり、平成29年度の実質収支から28年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は、4億0,898万1千円の赤字となっています。そのうえ、赤字要因となる積立金の取り崩し額、23億2千万円も合わせると、合計27億2,898万1千円の赤字となります。

そのうえで、黒字要因である財政調整基金積立額334万3千円、減債基金積立額3,578万2千円、市有財産整備基金積立額1億2,060万3千円、合計1億5,972万8千円を勘案すると、平成29年度一般会計実質単年度収支は、25億6,925万3千円の赤字となります。

●普通会計における主な財政指標では、財政力指数が0.896で、前年度より0.01ポイント改善されていますが、経常収支比率は前年度より1.1%、実質収支比率は前年度より0.4%、公債費比率は前年度より0.1%、それぞれ悪化しています。

●平成29年度末の市債残高は、1,723億6,694万8千円で、前年度に比べ46億9,295万2

千円減少しています。市債残高を市民1人当たりになると約36万円となり、依然として高い水準です。

その内、臨時財政対策債は、平成29年度借入額134億0,670万円のうち約58億円で43%を占め、市債残高622億3,976万3千円の構成比では約36%を占めています。この負担分が、将来的に交付税として国が負担するか明確ではなく、市財政を圧迫することも懸念されます。

■一般会計歳入について

歳入の特徴は、市債の大幅な減少や、地方交付税が減となる一方で、繰入金の大幅な増が特徴です。

歳入に占める自主財源は、前年度の53.1%から2.1ポイント増加、依存財源は、前年度の46.9%から2.1ポイント減少しています。

●まず、自主財源についてです。歳入に占める市税の割合は、前年度の44.3%から44.2%と、前年度に比べ0.1ポイント低下しています。

●市税総額は8億0,304万円で、前年度より1.0%の増となっています。

市税に占める市民税は38.5%で1億4,077万9千円、前年度より0.5%減少しています。

個人市民税は3億9,114万2千円で、1.7%増えていますが、法人市民税は5億3,192万1千円と、7.8%減少しています。

●市税に占める固定資産税の割合は、前年度の45.0%から45.9%となり、10億0,230万4千円で前年度比2.9%増となっています。

土地は前年度より0.5%の減、個人住宅の新增設により家屋は4億3,850万7千円で3.1%増、償却資産は設備投資等により6億3,400万9千円で6.2%増、市税に占める市民税と固定資産税両税の比率は、前年度の84.1%から84.4%と0.3%増加し、連動して都市計画税も、6,284万3千円と1.4%の増となっています。

また、軽自動車税は5,530万4千円で、前年度に比べ4.8%増となっており、庶民の足ともいえる軽自動車税の負担増には賛成できません。

○歳入に占める市税の評価について

景気はゆるやかな回復基調にあるといわれますが、法人市民税の減少に見られるように、市税の増収には結びついていません。

一方、市民は、給与・年金が年々低下し実質所得が低下するなか、消費税増税や物価の高騰、社会保障改悪による負担増に加え、市民税、固定資産税、軽自動車税の負担増などで、日々の生活が圧迫されています。また、税の徴収強化や差し押さえ執行などが、市民の生活や生業に支障をきたす事態もおこっています。納税者の生活実態に配慮した対応を強く求めます。

○依存財源について

地方消費税交付金は、89億2,595万2千円と、前年より4億7,430万9千円増加しています。消費税は、あらゆる商品やサービスに課税されます。家計支出に占める消費支出、特に食料品や生活必需品の割合が高い低所得層ほど負担が重く、逆進性の強い消費税は、格差と貧困を広げる最悪の不公平税制です。

憲法25条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害し、最低生活費に食い込むような課税や賦課を行うことは許されることではありません。消費税を社会保障の主要財源にすれば、増税をし続けることになりかねません。消費税は、社会保障の財源として最もふさわしくないどころか、社会保障の崩壊を招くものであり、地方交付税や国庫支出金などで賄うことが大原則だと考えます。

安倍政権は、増税のための「反動減」対策を行なうとしていますが、消費の落ち込みを認めるのなら、来年10月の消費税10%増税はキッパリ中止すべきです。さしあたり、食料品などを非課税にし、将来的には廃止すべきと考えます。累進課税の原則を徹底し、大企業・富裕層への優遇税制をただすなど、税金の集め方と使い方を改め、消費税に頼らない経済政策に転換すべきです。消費税に反対する基本的立場から、地方消費税交付金などの消費税に係る歳入に反対します。

同様に、平成29年度大分市公設地方卸売市場事業特別会計決算、平成29年度大分市農業集落排水事業特別会計決算、議第104号・平成29年度大分市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議第105号・平成29年度大分市公共下水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定についても、各事業に反対するものではありませんが、消費税の措置に係る決算認定に反対致します。

■一般会計歳出について

歳出の目的別構成比は、前年度比で総務費、土木費が増加し、教育費、衛生費が低下しています。また、性質別では、義務的経費の扶助費や繰り出し金が増加する一方、人件費や普通建設

事業費などが減少しています。

○大型事業推進や大企業への支出について

●第2款・総務費には、豊予海峡ルート推進事業費の調査業務委託料など、1,140万2千円が措置されています。経済的・社会的効果等の調査分析によれば、「トンネルでの新幹線整備は費用便益が高い」「初年度から採算性が確保できる」「地域活性化に大きな意義がある」等としていますが、国が計画すらしていない大型事業推進の為に、市民の血税を使うことは認められません。

いますべきことは、不要不急の豊予海峡ルートや四国新幹線整備の旗振りではなく、JR九州による大分市内8駅の無人化や、通勤・通学など日常生活に大きな影響を与える減便を撤回させることであり、市民に身近な公共交通を守るこそ深刻な課題です。

●第7款・商工費の、企業立地促進助成金9億885万4千円は、進出大企業への設備投資等への助成です。ソニー セミコンダクタ マニユファクチャリング(株)や、情報通信関連の大企業が含まれています。しかし、大分市の経済を根底から支えているのは、地元の中小業者や小規模事業者であり、地元中小業者の支援拡充こそ、地域経済の活性化に結びつくものと考えます。特に、資本金10億円以上の大企業は、租税特別措置法のもと、アベノミクス税制ですでに莫大な減税措置の恩恵に預かっており、地方自治体が億単位の助成金を上乘せする必要はありません。これらの助成金は、中小業者支援のために組み替えるべきです。

●第8款・土木費、横尾公共団体土地区画整理事業は、幹線道路にアクセスするわけでもなく、多額の事業費に対してメリットも少なく、一部のためという指摘もある事業であり認められません。

○市民の合意・納得が不十分な事業について

●第2款・総務費・財政調整基金費、23億2千万円の取り崩しについてです。

これは、大分市中心市街地祝祭広場整備事業費として、旧大分パルコ跡地を購入するために、財政調整基金を取り崩したものであり、つぎの4点の理由により賛同できません。

①用地購入費の取得価格についてです。

平成24年に同地が取得された際は、およそ12億円と言われており、倍近い23億2千万円での取得には納得できません。

②契約の在り方についてです。

今回の旧大分パルコ跡地の土地取得面積は、議会の議決を必要としない5千平米以下ではありますが、予定価格の116倍に当たります。はじめて民間の競争入札に参加し、一般の土地を取得するという特殊性も考慮すれば、当然、議会の議決に付す必要があったと考えます。

③財政調整基金の処分についてです。

一般的に財政調整基金積立金の処分は、経済事情の変動等で著しい財政不足が生じた場合や、災害対応等の財源不足を補うなど、緊急を要する場合に処分すべきものと認識しています。しかし、今回の土地取得にあたっては、このような緊急性が認められません。臨時的、一時的な、ワールドカップのための「祝祭広場」整備の土地取得を理由として、財政調整基金積立金を処分するのは妥当性に疑問があります。

④市民の合意形成が十分でないことです。

去年の臨時議会でも指摘したように、当初、アンケート等の結果では、祝祭広場整備のために旧大分パルコ跡地を購入することに対して、反対が賛成を大きく上回っていました。当初の説明会でも、疑問や反対の声が上がっており、市民の理解と納得が得られたとは言い難く、合意形成が不十分であったと考えます。以上4点の理由から、反対いたします。

●8款・土木費、4項都市計画費に、大分城址公園整備活用事業に係る経費として、イルミネーション関連業務委託1, 966万3千円が措置されています。

これは城址公園に、高さ26メートルのやぐらを組み、当初13日間の予定で、お城のイルミネーションを点灯させる事業でありました。この事業は、エンジン01と同時期に実施し、「全国に大分の歴史や文化を生かしたまちづくりを発信するため」と説明されました。しかし、この事業に対しても、当時の新聞の投稿や市民からの声は、「2週間あまりの事業に2500万円は高すぎる」「税金は教育や道路修繕など、身近なところに使ってほしい」等、多数の異論が出され、実施期間を延長するに至りました。さらに本事業は、冬の寒い時期に野外で行う事業であり、事業効果も不透明で、市民の理解を得られた事業とは思えません。

城址公園の魅力発信については、天守閣再建にこだわらずとも、日本100名城に数えられている現存の史跡を守り、立派な石垣や桜、築城当時の難工事を裏付ける逸話や日本に一つしかない人質櫓などの現状を活かして、府内城跡の歴史的魅力を発信することは十分可能だと考えます。

市民感情への考慮、市民の合意形成不足、情報発信の方策なども踏まえ、イルミネーション関連事業には同意できません。

■行財政改革に係る支出について

行政改革推進プラン2013により、総人件費の抑制、業務執行方式の見直し、受益者負担の適正化などが進められてきました。

●行革による総人件費の抑制は、4億1,514万3千円の削減で、主に暫定給料表の廃止、55歳昇給停止などによるもので、職員家族の生活設計や地域経済にも大きな影響を及ぼします。

●業務執行方式の見直しでは、ごみ収集運搬業務の民間委託の拡大、学校給食調理業務の民営化などで、1億2,998万9千円のコスト削減を効果としていますが、これらの行革によって、職員の嘱託・パートへの置き換えや、業務の加重負担、経験・技術の継承など、新たな問題が懸念されます。

●第4款・衛生費では、ごみ減量・リサイクル推進事業費に、有料指定ごみ袋作製等業務委託などの事業費として、2億7,619万9千円が支出されています。家庭ごみ有料化は、所得の低い人ほど重い負担となる逆進性の強い制度です。ごみ収集は自治体固有の業務であり、家庭ごみの減量は、市民の理解と協働によって推進すべきです。有料化はやめるべきです。また、有料化の収益金を、当初の使用目的とは違う施設整備基金として積み立てるのは論外です。すべて市民に還元し、ごみ減量・リサイクル事業の推進に活用すべきと考えます。

■平和と安全、民主主義にかかわる支出について

●第2款・総務費に、マイナンバー関連経費として、システム改修費、個人番号カード関連事務費など、総額9,431万9千円が措置されています。マイナンバー制度は、日本で暮らす全ての人に番号をつけ、全国民の個人情報を一元的に管理することを可能にし、社会保障の締め付けや、税の徴収強化につながることに懸念されており、国民にさしたるメリットがない上、個人情報に係る重大な危険を生じさせる欠陥法です。マイナンバーの悪用も危惧され、個人番号の誤送付など、すでに様々な問題も生じています。

今後、政府が個人情報の名寄せをどのように行うのか明確にされておらず、マイナンバーカードの活用範囲を無責任に拡大すべきではありません。制度に反対する基本的な立場から、これらに係る経費に反対致します。

●同和対策事業について、旭町文化センター管理費3,679万5千円、社会教育指導員設置費1,948万8千円、人権・同和対策への過剰な職員配置など同和関連事業費の総額は、2億9,526万4千円の支出となっています。逆差別を助長し、不公平な同和対策事業はすみやかに終了さ

せ、1日も早く日本国憲法に基づいた人権全般に関する一般施策に移行するべきです。「部落差別」を固定化し永久化する「部落差別解消推進法」の施行は許されません。付帯決議の趣旨を徹底することを強く求めます。

■最後に自衛隊に係る問題です。

●第2款・総務費 諸費の需用費に、7万3千円の自衛官募集事務費が支出されています。

2015年9月、安倍政権によって、安保法制(戦争法)が強行採決されました。平和主義、立憲主義、民主主義を破壊する歴史的暴挙に対し、廃止を求める多くの国民運動が広がっています。

こうした中、自民党総裁選で3選を果たした安倍首相は、いよいよ憲法9条に自衛隊の存在を明記することを示し、改憲の国会提出について「公明党と調整を行いたい」などと述べ、改憲前のめりの姿勢をあらわにしています。

この間、安倍政権の憲法解釈によって、集団的自衛権の行使容認、安保法制・戦争法強行による海外派兵など、自衛隊は海外で戦争する組織へと変えられてきました。その仕上げとなるのが、憲法9条の改悪です。憲法9条に自衛隊を明記すれば、「戦力不保持」「交戦権否認」の9条2項は空文化され、無制限の武力行使に道を開くこととなります。

これまで議会においては、「外交・安全保障は国の専管事項」と答弁しながら、大分市が自衛官募集事務を行う道理もありません。

日本共産党は、思想・信条、政治的立場の違いを越え、広範な国民・市民との共同を広げ、安保法制(戦争法)の発動を許さず、廃止をめざすとともに、憲法9条改憲を阻止し、平和憲法を守る運動に全力をつくすものです。

以上、憲法の平和条項に係わる基本的立場から、自衛官募集事務費に反対致します。また、同じ立場から、歳入の国有提供施設等市町村助成交付金も認めることはできません。

以上、歳出決算に反対したものに係る、歳入、債務負担行為、繰越明許費、継続費についても反対します。

いま市民の中には、平和と安全、自然災害、暮らしへの将来不安を募らせる声があふれています。本市が、平和・安全を脅かし、暮らし・福祉の切り下げをすすめる国の悪政から、市民の生存権を守り、切実な願いを後押しする市政に転換することを強く求めるものです。

以上の理由から、議第103号、議第104号、議第105号の決算認定に反対致します。

■最後に、日本共産党議員団として、5項目の要望を致します。

1. 防災対策の強化についてです。

地震、豪雨、台風、酷暑など、これまで長年かけて形成されてきた地形や地域の状況を激変させる、想定以上の自然災害が相次いでいます。従来の経験や発想にとらわれず、河川の流木対策や改修などハード面の改善を強化し、大規模災害を想定したきめ細かな被災者支援策を構築すると共に、ライフラインの老朽化対策、防災・減災対策の拡充を求めます。

2. 社会保障・福祉の負担軽減と施策の拡充についてです。

社会保障にかかる負担は、すでに「限界だ」という悲鳴が後を絶ちません。国保税・介護保険料の負担を軽減すること。こども医療無料化は、中学卒業まで拡充すること。障がい者医療費助成の自動償還払いは予定されていますが、一刻も早い現物給付への改善を求めます。

3. 教育環境の整備についてです。

少人数学級を拡大し、正規職員を増員すること。教職員の多忙化解消、子どもの貧困対策、学習権を保障するため給付型奨学金の大幅な拡充を求めます。

4. 商工・農林水産業の振興についてです。

企業立地促進助成金交付事業は、地元中小企業優先の施策として抜本的に見直すこと。中小零細業者の仕事おこしを推進するため、使い勝手の良い住宅リフォーム助成制度を早期に実施すること。農林水産業の担い手確保と後継者育成のために、大企業ではなく個人経営の事業者を支える各種施策を後押しすることを求めます。

5. 暮らし・福祉優先の財源確保についてです。

不要不急の大型事業、大企業優遇の支出や市民・職員犠牲の行財政改革は行わないこと。大工場地区の固定資産税評価を適正に見直し、市税の財源確保に努めること。依存財源を消費税だのみにせず、国に対して地方交付税の増額など、税源確保を強く要求することを求めます。

以上5項目の要望を添えて、反対討論を終わります。